

マグカル・テーブル設置要綱

(設置目的)

第1条 神奈川県文化芸術の広域拠点施設（県民ホール（本館・神奈川芸術劇場＜KAAT＞）、県立音楽堂、青少年センター）の機能強化を中心とした賑わいの創出に関する有識者等の意見を聴取し、マグカル事業（以下「本事業」という。）に反映させるため、マグカル・テーブル（以下「テーブル」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 テーブルは、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 各関係機関や有識者等から、年間を通じたまちの賑わいの創出について
- (2) 広域的な文化芸術振興施策の展開について

(設置期間)

第3条 テーブルの設置期間は、平成31年3月31日までとする。

(構成員)

第4条 テーブルは、専門知識及び文化芸術活動経験を有する者等のうちから、選定した者15名程度をもって構成する。

- 2 テーブルのメンバー（以下「メンバー」という。）の選任期間は、テーブル設置の日より1年とする。ただし、再任を妨げない。また、再任の期間は2年とする。
- 3 新規に選定した者の選任期間は平成31年3月31日までとする。

(マスター)

第5条 テーブルにマスターを置き、神奈川県知事及び横浜市長をもってあてる。

(座長)

第6条 テーブルに座長1人を置く。

- 2 座長は、メンバーの互選により定める。
- 3 座長は、テーブルにおける意見を取りまとめる。
- 4 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者が代理する。

(テーブル)

第7条 テーブルは、座長が召集する。

- 2 座長は、メンバーの全部若しくは一部の者をもってテーブルを開催することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、テーブルにメンバー以外の者をアドバイザーとして出席を求めることができる。

(部会)

第8条 テーブルで提案された意見について、専門的見地から調整や検討を行う場合は、部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 テーブル及び部会の庶務は、県民局くらし県民部文化課が行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 8 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

マグカル・テーブルメンバー

マスター

黒岩 祐治	神奈川県知事
林 文子	横浜市長

テーブル

(50 音順)

氏 名	所 属・職 等
東 幾世	(株)テレビ神奈川 取締役 営業副本部長兼営業局長
小川 純子	日本放送協会横浜放送局 局長
島田 京子	(公財) 横浜市芸術文化振興財団 専務理事
白井 貴子	アーティスト
杉本 圭司	(株)バックステージプロジェクト 代表取締役 (株)Zepp ライブエンタテインメント 代表取締役
鈴木 伸治	横浜市立大学教授
竹前 大	横浜市中区長
長倉 勉	神奈川新聞社クロスメディア営業局企画推進室長
中山 こずゑ	横浜市文化観光局長
西川りゅうじん	マーケティングコンサルタント
平澤 創	フェイス・グループ代表 (株)フェイス 代表取締役社長 日本コロムビア(株) 取締役会長 (株)ドリーミュージック取締役会長
本多 初穂	横浜セントラルタウンフェスティバル実行委員会 専務理事
眞野 純	(公財) 神奈川芸術文化財団 理事・県民ホール(神奈川芸術劇場) 館長
横内 謙介	扉座主宰 劇作家・演出家
ラサール石井	俳優 演出家
木口 真治	神奈川県県民局参事監 (マグカル担当)